

外国人介護人材受け入れ事業補助金交付要綱

令和5年3月28日

訓令第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護保険施設等が新たに外国人介護人材を受け入れる費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するにあたり、深川市補助金等交付要綱（昭和51年5月25日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人介護人材 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア EPA介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は「平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する外国人介護福祉士候補者をいう。

イ 技能実習生 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）技能実習法第8条第1項の規定により、技能実習の実施に関する計画の認定を受け、来日した技能実習を受ける者をいう。

ウ 特定技能外国人 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる特定技能の資格をもって在留する者をいう。

(2) 受け入れ機関 外国人介護人材の受け入れを行っている法人等をいう。

(3) 受け入れ施設 EPA介護福祉士候補者が就労する次のアからウまでに掲げる施設等、技能実習生又は特定技能外国人が就労する次のエに掲げる施設等であって、市内に所在するものをいう。

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設

ウ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同法第8条第29項に規定する介護医療院

エ 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事業に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（平成29年9月29日社援発0929第4号・老発0929第2号）（別紙1）対象施設に掲げる老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で受け入れ施設を運営する受け入れ機関とする。

（補助金の額及び要件）

第4条 補助金の額は、外国人介護人材の受け入れ1人につき10万円とし、受け入れ機関当たり100万円を限度とする。

2 補助金の交付要件は、受け入れ機関が新たに雇用し就労を開始する外国人介護人材であり、その者が市内に居住している場合とし、1人につき1回限りの交付対象とする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外国人介護人材が就労を開始後6か月が経過した日から6か月以内に、深川市外国人介護人材受け入れ事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 雇用証明書（別記様式第2号）
- （2） 雇用契約書の写し
- （3） 在留カード（両面）の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、深川市外国人介護人材受け入れ事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金を請求するときは、深川市外国人介護人材受け入れ事業補助金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、申請者について前項各号の疑義があるときは、当該申請者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、申請者に書面により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月28日訓令第74号)

この訓令は、令和5年11月28日から施行し、改正後の深川市外国人介護人材受け入れ事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に雇用された外国人介護人材について適用する。